

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、沿岸広域振興局宮古地域振興センターにあつて は県税室納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の受取り及び保管 を行うこと。</u></p> <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保 健福祉環境部にあつては保健福祉室福祉課長、県南広域振興 局保健福祉環境部にあつては保健福祉室の福祉課長又は特命 課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福 祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センタ ーにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対 する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センターに係る次の事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1 項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入 金（<u>保健福祉子ども子育て支援課の所管に属するものを</u> 除く。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>12 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条 第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合 同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県 漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事 項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集 中管理に係る<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係るものを除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p>	<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、沿岸広域振興局宮古地域振興センターにあつて は県税室納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保 健福祉環境部にあつては保健福祉室福祉課長、県南広域振興 局保健福祉環境部にあつては保健福祉室の福祉課長又は特命 課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福 祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センタ ーにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対 する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センターに係る次の事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1 項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入 金（<u>保健福祉子ども子育て支援室の所管に属するものを</u> 除く。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>12 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条 第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合 同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県 漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事 項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集 中管理に係る報酬、<u>共済費及び通勤に係る費用弁償</u>に係るも のを除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 旅費（<u>通勤に係る費用弁償を除く。</u>）に係る支出負担 行為に関する確認を行うこと。</p>

<p>(3)～(7) [略]</p> <p>13 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター（県南広域振興局にあつては、総務部又は総務部総務センター）が所管する区域に所在する広域振興局の部、室又は所に係る次の事項（1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係るものを除く。）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(3)～(7) [略]</p> <p>13 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター（県南広域振興局にあつては、総務部又は総務部総務センター）が所管する区域に所在する広域振興局の部、室又は所に係る次の事項（1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、報酬、<u>共済費及び通勤に係る費用弁償</u>に係るものを除く。）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該広域振興局審査指導監が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納、支出負担行為に関する確認その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給料その他の給与並びに集中管理に係る<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係る支出負担行為に関する確認</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該広域振興局審査指導監が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納、支出負担行為に関する確認その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給料その他の給与並びに集中管理に係る報酬、<u>共済費及び通勤に係る費用弁償</u>に係る支出負担行為に関する確認</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p>
<p>15 会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>15 会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、報酬、<u>共済費及び通勤に係る場合の費用弁償</u>に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>
<p>16 会計規則第2条第2号に規定する各課等（総務部総務室及び出納局総務課を除く。）の出納員及び総務部総務室管理課長又は出納局総務課総括課長である出納員に対する委任事項</p> <p>当該各課等に係る次の事項</p> <p>(1) 旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>16 会計規則第2条第2号に規定する各課等（総務部総務室及び出納局総務課を除く。）の出納員及び総務部総務室管理課長又は出納局総務課総括課長である出納員に対する委任事項</p> <p>当該各課等に係る次の事項</p> <p>(1) 旅費（<u>通勤に係る費用弁償を除く。</u>）に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>19 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下19及び27において「徴収金」という。）（出</p>	<p>19 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下19及び28において「徴収金」という。）（出</p>

<p>張して直接収納するものを除く。以下19において同じ。)の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>張して直接収納するものを除く。以下19において同じ。)の収納及び保管を行うこと。</p>
<p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(2)・(3) [略]</p>
<p>21 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項</p>	<p>21 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項</p>
<p>(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p>	<p>(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る報酬、共済費及び通勤に係る<u>費用弁償</u>に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p>
<p>(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る<u>賃金、報酬及び共済費</u>に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。</p>	<p>(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る報酬、共済費及び通勤に係る<u>費用弁償</u>に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。</p>
<p>22 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員</p>	<p>22 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員</p>
<p>に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下22において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>に対する委任事項</p> <p>ふるさと振興部地域振興室の出納員に対する委任事項</p> <p><u>ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(2)～(4) [略]</p>
<p>23 保健福祉部子ども子育て支援課の出納員に対する委任事項</p>	<p>23 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員</p>
<p><u>児童扶養手当法第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下23において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p>
<p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(2)～(4) [略]</p>
<p>24 [略]</p>	<p>24 [略]</p>
<p>25 [略]</p>	<p>25 保健福祉部子ども子育て支援室の出納員に対する委任事項</p>
<p>26 [略]</p>	<p><u>児童扶養手当法第23条第1項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>27 [略]</p>	<p>26 [略]</p>
<p>28 [略]</p>	<p>27 [略]</p>
<p>29 [略]</p>	<p>28 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>29 [略]</p>